

第2期「教職員の働き方改革プラン」

(業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年4月

江津市教育委員会

目 次

● はじめに	1
1 教職員の働き方改革を進める目的	2
(1) 教育の質の向上	
(2) 教職員の心身の健康保持	
(3) 教職員としてのウェルビーイングの向上と環境整備	
(4) 教職を志す人材の確保	
2 プランの策定について	3
(1) プランの位置付け	
(2) プランの取組期間	
(3) プランの実施主体と役割	
(4) プランの進捗状況の点検・評価と計画の見直し	
3 プラン達成に向けた数値目標	3
(1) プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方	
(2) 具体的な数値目標	
4 プランを達成するための具体的な取組	5
(1) 業務量適正化に向けた措置	
(2) 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組	
(3) 学校における取組	
(4) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

● はじめに

江津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化による教育の質の向上等を図るため、「教職員の働き方改革プラン」（令和2年3月）を策定し、取組を推進してきました。

取組の結果、本市における令和6年度の時間外在校等時間の状況は以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 33.1 時間	28.3%	1.8%
中学校	月 40.1 時間	35.2%	6.9%

時間外在校等時間が45時間を上回る割合は、小学校で28.3%、中学校で35.2%と依然として高く、年360時間以内とする目標は達成できていない状況です。

これは、いじめや不登校、特別な支援が必要な子どもの増加、教員不足など、教育を取り巻く環境が大きく変化するとともに、課題が複雑化・多様化していることが要因と考えられます。

教職員が「働きやすさ」と「働きがい」の両立が図られるよう、一層の環境整備・制度構築を進めることはもちろんですが、それとともに、各学校における習慣・慣例を見直し、教職員一人ひとりが自分自身の働き方を見つめ直すタイミングに来ていると考えています。

こうした状況を踏まえ、引き続き学校・家庭・地域・行政が連携し、子どもたちを健やかに育てていくために、第2期「教職員の働き方改革プラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。

1 教職員の働き方改革を進める目的

(1) 教育の質の向上

業務改善は、業務を無計画にスクラップしたり、スリム化したりするなどして、ただ単に出勤時刻を早めることだけを目的に行うものではありません。教職員が必要な業務に時間をかけられるように、教育委員会と学校は、保護者や地域の理解を得ながら、一体となって業務全体を見直し、精選するところから働き方改革は始まります。

業務内容の見直しを、できることから一つ一つ着実に実行することで、子どもたちと向き合う時間が確保され、効果的な教育活動を行うことができるようになります。

(2) 教職員の心身の健康保持

時間外勤務が長くなると、脳や心臓の疾患などの健康障害のリスクが上昇すると言われており、特に発症前1か月間に100時間又は発症前2～6か月間に平均で月80時間を超えると、そのリスクが非常に高くなるとされています。また、極度の長時間勤務が続くと、業務における強い心理的負荷による精神疾患を発症する場合があります。

教職員が心身の健康を損なうと、明るく元気に子どもたちと向き合うことができません。また、疲労が蓄積すると、授業の質が低下するなど、子どもたちの学力育成や生活指導に影響を及ぼす恐れがあります。

教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切です。

(3) 教職員としてのウェルビーイングの向上と環境整備

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員の健康を守ることとはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイングを向上させることが重要です。また、教職員が自らの人間性や創造性を高め、高い専門性と意欲、能力を最大限発揮できる勤務環境を整備することにより、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるようになります。

(4) 教職を志す人材の確保

教職を志す学生等にとっても、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場であることは重要です。魅力的な職場の中で教職員が生き生きと働いている姿は、多くの教職を志す学生等を引きつけ、教職員として志の高い人材を確保することにつながるため、結果として、子どもたちへのより良い教育の実現につながります。

2 プランの策定について

(1) プランの位置付け

本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の定めにより、同法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会において定めるものとされている業務量管理・健康確保措置実施計画(以下「実施計画」という。)に位置付けるものです。

(2) プランの取組期間

国は、令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、本市においては、令和8年(2026年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までの4か年を重点期間として取り組みます。

(3) プランの実施主体と役割

プランの実施にあたっては、教育委員会及び学校の管理職が、それぞれ責任と役割をもって共に進めていくことが重要です。

教育委員会では、江津市立学校に在籍する教職員に対してプランの実現に向けた施策が進められるよう取り組んでいきます。

(4) プランの進捗状況の点検・評価と計画の見直し

プランの進捗状況については、「江津市働き方改革推進委員会」において取組を確認し、施策の効果や課題を検証するとともに、総合教育会議に報告します。それらの結果を踏まえて、取組の更なる改善を図るほか、必要に応じて、プランの変更(見直し)を行います。

なお、プランを変更したときは、総合教育会議に報告するとともに、江津市ホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表します。

3 プラン達成に向けた数値目標

(1) プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

プランにおける「勤務時間」とは、「所定の勤務時間」に加え、教職員が校内外において部活動等、自発的な校務にあたる時間を含めた「時間外在校等時間」を対象とします。所定の勤務時間外に、職務として行う研修や子どもたちの引率等の職務に従事している時間については、職務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算します。

ただし、校内外で自らの判断に基づいて、自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間や、その他業務外の時間及び休憩時間については自己申告に基づき除きます。また、兼職兼業により報酬や手当等を受けて行う部活動の地域展開に係る地域クラブ等に従事した時間は除かれます。

「所定の勤務時間」、「時間外在校等時間」、「持ち帰り仕事の時間」の3つを合わせた「総労働時間」を減らし、子どもたちに向き合う時間や、教職員がリフレッシュできる時間を生み出せるよう働き方改革を進めていきます。

(2) 具体的な数値目標

① 時間外在校等時間 年間 360 時間以内
各月 45 時間以内

国は、令和 11 年度までに教育職員の 1 か月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標としており、1 か月時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとしており、実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要がある、とされています。

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合 100%
- ・ 1 年間における教育職員の 1 か月時間外在校等時間の平均時間 30 時間程度
- ・ 教育職員の 1 年間時間外在校等時間 360 時間以下

② 年次有給休暇取得日数 全ての教職員 年 5 日以上取得
全校種平均 17 日以上取得

年次有給休暇が取得しやすい職場環境を整備することにより、全教職員が労働基準法に規定された 5 日以上を取得するとともに、平均取得日数は、島根県特定事業主行動計画において目標とされた 17 日以上が達成されるよう年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備を目指します。

③ 「働きやすい職場である」と回答した教職員 90%以上
「教職にやりがいを感じる」と回答した教職員 90%以上

子どもたちの成長を願い、教職員が使命感を持って教職に携わることは何より重要です。

また、学校を魅力ある職場に改善するためには、子育てや介護といった様々な事情のある教職員にとっても働きやすい職場であることも重要です。学校がそのような職場であることにより、教職を志す熱意のある人材が教職員となる好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

4 プランを達成するための具体的な取組

(1) 業務量適正化に向けた措置

① 勤務時間の適正化

【勤務時間の客観的把握と業務の平準化】

各学校はデスクネット等の出退勤管理により、教職員の勤務時間を客観的に把握し、見える化することで、業務改善の意識を高めます。

また、管理職は、特定の教職員の勤務時間が過重とならないように、業務の精選、役割分担の見直しなど、適切な勤務時間管理を行い、業務の平準化を図ります。

【学校閉庁期間の設定】

浜田教育事務所管内の三市三町教育委員会で統一して、夏季休業期間中にまとまった学校閉庁期間（8月11日～16日）を設定するとともに、教職員に週休日の振替や有給休暇の取得を促します。

【定時退勤日の設定】

各学校は、会議や研修、部活動のない日を勘案し、月2回以上定時退勤日を設定するよう努めます。

② 中学校の部活動のあり方

各中学校は、「江津市部活動の在り方に関する方針」に基づき部活動を実施します。

また、令和7年3月に策定した「江津市部活動の地域連携・地域展開に係る方針」に基づき、地域連携・地域展開を進め、持続可能な部活動のあり方と教職員の負担軽減の実現に向けた取組を一層進めます。

③ 学校事務体制の強化

学校事務の適正化・標準化・効率化をより進めることができるよう統括事務長を配置し、現在設置している共同学校事務室の事務体制の整備・強化等の支援を行います。

④ 島根県教育委員会との連携

島根県教育委員会で実施される取組を反映した取組を行います。

(2) 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組

① 外部人材サポートの配置

【教員業務支援員等】

スクール・サポート・スタッフ等を配置し、教員の業務支援（授業準備の補助等）を行うことにより、教員がより子どもたちへの指導や教材研究等に注力できる体制づくりに努めます。

【部活動指導員等】

部活動指導員・地域連携指導員・地域指導者の配置により、顧問の教員の部活指導に係る負担の軽減に努めます。

【スクールソーシャルワーカー】

家庭への対応は、学校のみならず関係機関と緊密な連携を図っていく必要があることから、教育支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、緊密な連携に努めます。

② ICTを活用した事務作業の負担軽減

ICT環境を活用し、通知文書や調査等を、紙媒体から電子データに置き換えるとともに、名簿や各種書式を統一化し、電子データとして共有化することで、調査資料の作成がスムーズに行えるよう改善を図り、事務作業の負担軽減に努めます。

また、校務支援システムを有効活用し、教職員の業務の効率化、長時間勤務の解消及び教育の質の向上を図ります。

③ 保護者・地域住民等との連携

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等は、各地域の実情を踏まえつつ、学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

(3) 学校における取組

① 標準授業時数の見直し

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

(学校教育法施行規則に定める小学校の標準授業時数) 1単位時間は45分

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
年間時数	850	910	980	1,015	1,015	1,015
特に点検が必要とされる時間	956	1,016	1,051	1,086	1,086	1,086

また、年間の授業日数は200日程度(40週)が一般的であり、年間の授業週数について、35週以上であれば上限はなく、各学校で40週等の設定が可能です。このため、各校で週当たり28単位時間以下に見直すことも可能です。

② 学校経営方針の策定

学校運営協議会の承認を得ることが義務化された学校の「基本的な方針」に業務量管理・健康確保措置に関する内容を含め、毎年度評価・改善を行います。

③ 学校行事や会議等の精選・見直し

行事や会議等の精選・見直しを行い、教育の質を担保したうえで、教職員の負担軽減を図ります。また、当初のねらいが形骸化し、十分な教育的効果が見込めない活動等を改善し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、生活時程の工夫・改善を行います。

④ 留守番電話の設置

令和7年度より全小中学校に設置した留守番電話については、引き続き設置し、教職員の負担を軽減します。

(4) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

① 職場環境の改善

各学校は、職員室の机やファイル管理の保管棚等のレイアウトを改善するとともに、教職員がくつろぐことができるスペースを確保するなど、働きやすい職場環境の改善に努めます。

② 柔軟な働き方、時代の変化に応じた環境整備

令和7年度に「江津市立学校時差出勤勤務実施要綱」を策定しました。今後も、時代の変化に応じた柔軟な働き方の推進のための環境整備に向けて取り組みます。

③ 教職員の健康確保

【メンタルヘルス対策の実施】

教職員が心身ともに健康で勤務できるよう、毎年度ストレスチェックを実施するとともに、メンタルヘルス研修の受講を促します。

また、各学校のストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用し、職場環境の改善を推進します。

【心身の健康保持】

管理職は、勤務時間が一定の基準（具体的な数値目標に掲げた時間数）を超えた教職員に対し、心身の健康保持の観点から医師への受診を促す等、助言・指導を行います。

【年次有給休暇の取得】

必要な時に必要な日数（時間）を取得できるよう、各学校に対して取得を促します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各小中学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、江津市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告を行います。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、デスクネット等の出退勤管理で把握し、その他の目標については、勤務実態調査の結果から把握します。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本プランの周知を行います。また、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域に対して、本プランの内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取組を実施します。